令和２年度　第１回千葉市社会福祉審議会児童福祉専門分科会　議事録

１　**会議の名称**　令和２年度　第１回千葉市社会福祉審議会児童福祉専門分科会

２　**開 催 日 時**　令和２年７月２０日（月）１５時～１６時３０分

３　**開 催 場 所**　千葉中央コミュニティセンター８階　千鳥・海鴎

４　**出　席　者**

【委　員】中澤潤委員（分科会長）、川村博章委員、木村秀二委員、清水葉子委員、深山博司委員、岸憲秀委員、佐藤愼二委員、田上広美委員、中間陽子委員、中村伸枝委員、三浦康宏委員、宮﨑紀子委員、山口誠委員、吉川則子委員

臨時委員：河野恵里子委員、森川真輔委員、大森康雄委員、小林義昌委員、矢貝恵委員、松井愛委員、小川美穂委員

【事務局】植草こども未来部長、宮葉こども企画課長、枡見幼保支援課長、秋庭幼保運営課長、大坪幼保支援課幼児教育・保育政策担当課長、薄田幼保運営課職員担当課長、安西こども企画課課長補佐

５　**議題**

（１）会長職務代理者の選任について

（２）公立保育所の施設管理に関する基本方針（素案）について

（３）公立保育所の建替えにかかる改築整備計画について

６　**議事の概要**

議題（１）会長職務代理者の選任について、川村博章委員が選任された。

（２）公立保育所の施設管理に関する基本方針（素案）について

事務局から公立保育所の施設管理に関する基本方針（素案）についての説明があり、了承として答申することを決定した。

（３）公立保育所の建替えにかかる改築整備計画について

事務局から公立保育所の建替えにかかる改築整備計画についての説明があり、了承として答申することを決定した。

7　会議の経過

安西補佐：　大変お待たせいたしました。予定の時刻となりましたので、ただいまから令和２年度第１回千葉市社会福祉審議会児童福祉専門分科会を開会させていただきます。

私は、本日の司会を務めさせていただきます、こども企画課課長補佐の安西でございます。よろしくお願いいたします。

なお、委員の皆様には既にご案内させていただいておりますが、今年度、「公立保育所の施設管理に関する基本方針」についてを議題とするに当たり、臨時委員の方にご参加いただいておりますので、よろしくお願いいたします。

それでは、お配りしております資料の確認をさせていただきます。本日、机上に、座席表、資料１を配付してございます。また、次第、委員名簿、資料２－１、資料２－２、参考資料１、参考資料２につきましては、事前に送付させていただいたものをご覧ください。

なお、資料１につきましては、事前に送付させていただいた資料から修正がございましたので、机上に配付の資料をご覧ください。

臨時委員の皆様には、次第、委員名簿、参考資料１、参考資料２を事前に送付させていただいておりますので、そちらをご覧ください。

不足等はございませんでしょうか。

次に、傍聴に当たっての注意事項を申し上げます。

入室の際に配付しました傍聴要領の記載事項に違反したときは退室していただく場合がありますので、ご注意願います。

また、本日は、臨時委員も含めまして、過半数の委員の皆様にご出席をいただいておりますので、条例の規定により、当会議は成立しておりますことをご報告いたします。

なお、植草学園短期大学の佐藤委員より、多少遅れる旨のご連絡をいただいております。

それでは、今回、千葉市社会福祉審議会委員の変更及び公立保育所の施設管理に関する基本方針についての議題に関し、臨時委員にご参加いただくこととなりましたので、新たに委員になられました方をご紹介させていただきます。お名前を読み上げますので、恐縮でございますが、その場で一旦ご起

立いただきますよう、お願いいたします。

千葉市議会議員 教育未来委員会委員長、川村 博章様。

千葉市ＰＴＡ連絡協議会副会長、田上 広美様。

千葉市小中学校長学校運営協議会 千葉市立小谷小学校長、吉川 則子様。

ありがとうございました。

続きまして、臨時委員のご紹介をいたします。

千葉市新宿保育所長、河野 恵里子様。

千葉市神明保育所技能主任、森川 真輔様。

千葉市民間保育園協議会副会長 今井保育園副園長、大森 康雄様。

千葉市幼稚園協会経営委員長 稲毛幼稚園園長、小林 義昌様。

公募委員 沖田 雅未様におかれましては、本日ご都合により欠席でございます。

公募委員、矢貝 恵様。

公募委員、松井 愛様。

公募委員、小川 美穂様。

ありがとうございました。なお、その他の委員の方のご紹介は、座席表の配付により代えさせていただきます。よろしくお願いいたします。

それでは、初めに、こども未来部長の植草より、ご挨拶を申し上げます。

植草部長： 皆さん、こんにちは。こども未来部長の植草と申します。

私はこの４月に人事異動で部長に着任いたしました。本来でしたら、４月早々の時期に皆様方のところにご挨拶に伺うべきところでしたけれども、昨今のコロナの影響もございます。挨拶回り等については控えさせていただいたという次第で、本日、改めまして皆様にご挨拶をさせていただきます。

そして、こども未来局長でございますが、本日、所用でこの会議を欠席ということで、私から、開会に当たりまして一言ご挨拶を申し上げたいと思います。

今、東京をはじめ首都圏などでは、依然として新型コロナウイルス感染症の感染者の増加が懸念されております。昨日時点でございますけれども、東京都で新たに188人、累計で9,411人。千葉県でも24人新たに感染者が出まして、累計では1,304人。ここ千葉市においても、昨日時点で５人感染者が出まして、累計で174人という状況で、まだまだ収束が見えない状況にございます。

皆様方には年度をまたいで大変ご苦労をおかけしているところでございまして、感染拡大の予防対策にご尽力を頂いておりますこと、また、何よりもご多忙の中、本日ご出席を賜りましたこと、厚く御礼を申し上げます。

また、日頃より本市の児童福祉の充実・向上に対し大変なご尽力、お力添えを頂いており、重ねて御礼を申し上げます。

さて、本日の議題でございますけれども、公立保育所の施設管理に関する基本方針の策定ということでございまして、施設修繕に関しましては、平成24年の７月に、老朽化が進み大規模改修が困難な木造の建替えなどを定めた現基本方針について、当審議会でご審議をいただき、策定したところでございます。以後８年が経過しまして、近年、木造だけではなくて、鉄筋コンクリート造の保育所の老朽化も進んできておりまして、公立保育所全体の施設改善をどのような方針に基づき進めていくか、いよいよもってその検討が必要な時期に差しかかっているという状況でございます。

そのため、このたび、新たな基本方針の素案を策定いたしました。本日はこの素案についてご審議をお願いするものでございます。委員の皆様方には、それぞれのお立場から、忌憚のないご意見等を頂戴いたしまして、ご審議を重ねていただければと思っております。

甚だ簡単でございますけれども、私の挨拶とさせていただきます。本日、どうぞよろしくお願いいたします。

安西補佐：　それでは、これより議事に入らせていただきます。

中澤会長、よろしくお願いいたします。

議題（１）会長職務代理者の選任について

中澤会長：　皆様こんにちは。本日はよろしくお願いいたします。

それでは、早速ですけれども、議題（１）「会長職務代理者の選任について」に入りたいと思います。

事務局から、選任方法について説明をお願いいたします。

宮葉課長：　こども企画課でございます。会長職務代理者の選任方法につきましてご説明申し上げます。

会長職務代理者につきましては、条例第５条第４項の規定により、会長の

指名となっております。

以上でございます。

中澤会長：　ありがとうございます。

ただいまのご説明によりますと、会長職務代理者は、会長の指名ということでございます。私といたしましては、市議会教育未来委員会の委員長であります川村博章委員にその職をお願いしたいと思います。ご了承いただけますでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

中澤会長：　ありがとうございます。

それでは、川村博章委員には、会長職務代理席へお移りいただき、代理就任のご挨拶を頂ければと思います。よろしくお願いいたします。

川村委員：　ただ今、中澤会長より指名を頂きました川村でございます。甚だ浅学非才な身でありますけれども、精いっぱい中澤会長を支え、頑張っていこうと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

中澤会長：　ありがとうございました。

議題（２）公立保育所の施設管理に関する基本方針（素案）について

中澤会長：　それでは、続きまして、議題（２）「公立保育所の施設管理に関する基本方針（素案）について」、事務局から説明をお願いいたします。

枡見課長：　幼保支援課でございます。よろしくお願いいたします。

それでは、私から、資料１「公立保育所の施設管理に関する基本方針（素案）」につきまして、説明いたします。こちらの資料は若干修正がございましたので、本日机上に配られたほうをご覧いただきたいと思います。

すみません、座って説明させていただきます。

公立保育所の施設管理に関する基本方針でございますが、新たな方針として、今年度こちらの基本方針を策定したいと考えております。本日ご議論いただきまして、ご意見を頂いた後、秋頃にこの案をもう一度お諮りした上で、パブリックコメント手続を経て、今年度以内に策定したいと考えているとこ

ろでございます。

それでは、資料１の１ページをご覧いただきたいと思います。

１の「はじめに」でございますが、まず、これまでの経緯と取組みでございます。

（１）のアですが、平成24年７月に大規模改修などが困難な木造６か所の公立保育所について、建替えを行うことなどを定めました「公立保育所の施設改善に関する基本方針」、ここでは「旧方針」と言いますが、こちらを策定しております。参考資料１として皆様に事前にお配りさせていただいたものが、そちらでございます。

こちらの旧方針に基づきまして、イですが、平成27年４月に寒川保育所、昨年４月に大森保育所と緑町保育所の合計３か所をこれまでに建替えまして、同時に民営化を行ったところでございます。

続きまして、（２）のアですが、この新しい基本方針の策定の背景及び内容でございます。

この旧方針に基づいて建替えを行うとした木造６か所のうち、残る３か所につきまして、今日この後の議題でご議論いただきます２か所については、移転用地を確保して、今年度から建替えに向けた準備に着手するということにしております。小深保育所と小倉台保育所です。

残るもう１か所、千城台西保育所ですが、そちらについても、今、学校跡施設への移転を地元にご提案しているところでございまして、移転先の見通しがついてきたというところでございます。

また、近年、木造だけでなく鉄筋コンクリート造の老朽化も進みまして、公立保育所全体の建替えによる施設改善の検討が必要な時期となってまいりました。

また、同時に待機児童解消のための民間保育施設の急増、または就学前児童の減少などの課題も顕在化してきたと認識しております。そのため、旧方針を廃止しまして、今回、「公立保育所の施設管理に関する基本方針」、ここでは「新方針」と呼びますが、こちらを策定したいということでございます。

この新方針におきましては、まず長期的な視点に立って、将来の保育需要の動向を踏まえた上で、全市的な保育資源の適正配置を念頭に置きながら、

公立保育所の施設管理の方向性を整理していきたいと考えております。

その方向性を踏まえて、まず必要かつ十分な公立保育所を建替え・存置するとともに、個々の保育所の立地条件、周辺の保育需要、保育資源の状況、費用対効果、こうしたものを総合的に勘案した民営化や統廃合についても実施していくという内容になっております。

また、イの位置づけでございますが、こちらは、「千葉市公共施設等総合管理計画」に基づく公立保育所に関する個別施設計画を兼ねるものとしております。

２ページをご覧ください。

対象施設でございますが、公立保育所はもともと60か所ございました。そのうち木造が10か所ございまして、３か所が先ほど申し上げた建替え済み、民営化を行った３か所、残りは木造７か所となっております。鉄筋コンクリート造は43か所、また軽量鉄骨造が７か所ございますが、この軽量鉄骨造については比較的築年数が浅いものとなっております。

次に、計画期間でございますが、令和３年度から令和22年度まで、長期にわたる計画ということで、20年間を見ております。

また、方針の見直しということでございますが、この新方針策定から５年を目途に、保育需要の動向などに応じて、この方針を見直していきたいと考えております。

また先ほどの旧方針との関係性でございますが、旧方針は廃止となりますが、この旧方針に基づいて施設改善を実施中の施設については、新方針に引き継ぎたいと考えております。

３ページをご覧ください。ここからは現状と課題を何点か整理してございます。

まず、保育需要の動向と将来見通しということでございますが、近年、ご承知のとおり、本市においても保育需要が増加を続けてきたということがございます。図表１にございますとおり、民間保育施設の急速な整備によって受け皿を整備してきたということでございまして、その結果、図表２にございますが、令和元年度、今年４月時点での待機児童はゼロとなったところでございます。

一方、本市の就学前児童は、図表３にあるとおり、近年一貫して減少を続

けているという状況でございまして、こうした状況を鑑みますと、近い将来、本市の待機児童対策にも一定のめどが立つと見込まれると考えております。

続いて、４ページをご覧ください。

今後、少子化の進行は避けられないということがございますので、中長期的には保育需要は確実にピークアウトします。その場合、保育資源は減少・縮小局面を迎えて定員に余剰が発生する、近隣保育施設間の競合が生じるということで、長期的には施設の撤退・閉園も想定されると考えております。市内保育施設の適正配置という観点から、公立保育所の施設管理の方向性を整理する必要があると考えております。

下の図表４でございますが、保育需要の将来予測です。昨年度策定しました令和６年度までの「千葉市こどもプラン（第２期）」のデータから引用したグラフでございます。点線が保育需要、実線が定員の整備数となっておりまして、令和元年度までが実績、令和２年度以降が見込みとなっております。

点線、保育需要のほうが令和２年度のところで急に上がっておりますのは、下の囲みの中にも記載しておりますが、今は就労していないけれども、今後就労を希望するという保護者の方の潜在的な保育需要を全て含むと、この点線のようになるということでございます。ただ、この潜在的な保育需要の全てが直ちに実際の需要として顕在化するものではございませんので、実際には、こちらの保育定員の整備計画の実線に近い形で推移していくのではないかと見込んでおります。

令和６年度までは、このように保育需要の増を見込んでおりますが、この後、近い将来、保育需要はピークアウトする時期が来るだろうと見込んでいるところでございます。

５ページをご覧いただきたいと思います。

次に、公立保育所の老朽化の進行と建替え・維持保全ということでございます。

本市の公立保育所ですが、人口急増期の昭和40年代から50年代に集中的に整備されたということがございます。図表５に、鉄筋コンクリート造の公立保育所を抜き出したグラフがございますが、今後、令和22年度までに減価償却資産の耐用年数の目安を超える施設が何施設あるかというグラフでございまして、令和22年度には、39の鉄筋コンクリート造の公立保育所が目安の耐

用年数を超えるとなっております。このほかに木造の施設もまだ７か所残っているというような状況でございます。

また、保育所につきましては、保育時間・期間等の制約から、維持保全にかかる工事は「居ながら施工」が前提となります。特に小学校などと違うところは、長期休業期間の夏休みなどがないということ、また、建物構造や在籍児童の状況によっては、大きな工事が不可能なケースというのも少なくないということがございます。そうした保育所特有の事情を踏まえまして、施設ごとに建替え・維持保全にかかる実現可能な計画を策定して、財源を確保しつつ着実に実施していく必要があるということでございます。

次に、公立保育所にかかる財政負担でございます。

公立保育所の運営と建替え・維持保全につきましては、民間と比較して市の財政負担が大きいということがございます。

下の図表６でございますが、こちらは、建替え時の施設整備費用と20年間の運営費用を、公設公営と民設民営の場合とで比較しております。次の６ページの上段に同じものをグラフにした資料を載せております。施設整備費用については、公設公営・民設民営どちらも同じく３億円ということですが、市の負担額は公設公営が１億9,500万円、民設民営が2,500万円と差がございます。６ページの上のグラフにもございますが、国費などについて民設民営のほうが非常に手厚いということ、それから事業者負担が一部あるということで、市の負担が民設民営のほうが少ないとなっております。

また、運営費用についても、民設民営のほうが現状少ないということがございまして、図表６の合計のところ、市の負担額は20年間で１施設当たり約５億円弱くらいの差が生じるだろうと試算しております。

また、６ページの下の図表７でございます。政令市の民営化の状況ということですが、千葉市は５％ということで、公立保育所の占める割合が高い状態にあるという状況でございます。

続きまして、７ページをご覧いただきたいと思います。

「全市的な『保育の質』の確保・向上」とございます。乳幼児期につきましては、人格形成の基礎を培う極めて重要な時期ということがございます。保育施策の展開におきましては、これまで進めてきた保育の機会を保障するための施設整備「量」の拡充、これと併せて子どもの育ちと学びを保障する

「質」の確保・向上を図るということが極めて重要と考えております。

また、一方、民間保育施設を近年急速に整備してきた結果、特に開設当初などにおきまして、保育施設の保育の質にばらつきが生じているという実態もございます。待機児童対策に一定のめどが立つと見込まれる中、本市におきましても、保育施策の重点を今後「量」から「質」へシフトしていく転換期を迎えていると考えております。

そのためには、保育士などの専門性・スキル、処遇やキャリア形成、執務環境、保育環境など、総合的な「質」の向上が必要と考えております。

また、民間保育施設の増加に伴って、民間保育施設の在籍児童数は、今現在６割以上となっております。全市的な保育の質の確保・向上のためには、民間保育施設における質が重要であります。財源を確保しながら、その確保・向上のための新たな施策を講じていく必要があると考えております。

８ページをご覧ください。

こうした現状・課題を踏まえた公立保育所の施設管理の方向性でございます。

まず、市の責務と公立保育所の役割でございますが、本市は、保育施設の認可権者としての責務がございます。まず保育に関するノウハウの蓄積、民間保育施設との共有のほか、指導監督や支援・助言、そうした実施を担う高い専門性やスキル、豊かな経験を兼ね備えた保育士を職員として育成する必要がございます。公立保育所はこうした職員の育成の場として、極めて重要な役割があると考えております。

一方、人口減少地域などで民間の参入が見込まれないというような場合には、子どもへの保育の提供を保障するということで、公立保育所による保育の提供が必要な場合があると考えております。こうした責務と役割を将来にわたって果たしていくためには、必要かつ十分な公立保育所を存置する必要があると考えております。

次に、建替えに伴う民営化でございますが、本市の財政状況は、引き続き健全化に向けた取組みが必要となっております。また、今後、超高齢社会への対応をはじめとする社会保障費の増加もございますので、先ほど申し上げた保育の質の確保・向上、または存置する公立保育所の建替え・維持保全、こうしたものに必要となってくる財源を確保するためには、市の財政負担が

大きい公立保育所の一部について民営化を進める必要があります。このため、老朽化による建替えの機会を捉えて民営化を進める必要があると考えております。

この民営化に当たりましては、事業者の参入意欲が低下するおそれもございますので、可能な限り早期に着手して迅速に進める必要があると考えております。また、当然十分な実績を有する良質な事業者の確保が必要と考えています。

次に、（３）ですが、保育需要がピークアウトして減少・縮小局面を迎えた後、公立保育所が民間保育施設とバランスよく共存していくためには、保育資源の適正配置という観点から、就学前児童数の動向や保育施設の分布を考慮して、一定数の統廃合・廃止も検討していく必要があると考えています。

９ページをご覧ください。こうした施設管理の方向性を踏まえた施策展開でございます。

まず、公立保育所の建替え・維持保全ですが、優先順位としまして、老朽化が著しい木造施設を優先的に建て替え、次に鉄筋コンクリート造の施設の建替えを行っていきたいと考えています。

また、建替えを行わない保育所、建替えまでに一定の期間を要する保育所については、計画的な改修によって維持保全を図る必要があるということでございます。

次に、建替え手法でございます。建替えを行うに当たっては、例えば別敷地に仮の園舎を建てるという方法もございますが、費用ですとか、子ども、職員の負担軽減という観点から、できれば移転用地を確保して、１回の移転による建替えが望ましいと考えております。そのために移転先の検討が必要ということでございますが、敷地の状況や移転用地確保の状況によっては、敷地内建替えや仮園舎を利用した建替えも検討する必要があると考えております。

次に、民営化の実施ということでございます。建替えに伴う民営化を進めることによって、保育の質の確保・向上と存置する公立保育所の建替え・維持保全に必要な財源を確保していきたいということ、将来にわたって市の責務と公立保育所の役割を果たし続けるためには、必要かつ十分な公立保育所を存置するということ、以上を踏まえまして、20年間の計画期間の可能な限

り早い時期、前半10年間ぐらいに、20か所程度の公立保育所の民営化を図りたいと考えています。民営化によって削減される財政負担については、20年間で約90億円と試算しております。

次に、10ページをご覧ください。

統廃合の実施ということですが、建替えが必要な保育所のうち、保育需要の減少が続いている、または近い将来予測される地域に所在して近隣に受け皿となる保育施設があるという場合には、保育資源の適正配置、費用対効果を考慮して統廃合を検討したいということでございます。

11ページをご覧ください。

公立保育所の一覧でございます。こちらの一覧に経過年数を記載してございます。また、耐用年数の欄に、それぞれの構造ごとに目安となる耐用年数を記載しております。「建替えの必要性」の欄が「有」となっておりますのは、今後20年間で経過年数が耐用年数を超えてくる保育所となっております。「有」となっている保育所が現在47か所となっております。

右側の「対応方法」のところですが、公立保育所として建て替える、もしくは民営化する、一部については統廃合するというような対応方法を検討するところでございます。これにつきましては今現在精査中となっておりますので、また改めて、秋ぐらいまでには精査をして、もう一度こちらの審議会にお諮りしたいと考えております。建替えが必要な保育所が47か所、そのうち20か所程度を民営化、残りの27か所のうち、一部は統廃合ということでございますが、残りは公立保育所として建て替えるという内容となっております。

次に、12ページをご覧ください。保育の質向上策の展開でございます。

民営化により削減される財源を活用しまして、保育者の質に着眼して、保育者が働きたい、働き続けたいと思える環境を整える。それによりまして、保育施設として当然満たすべき水準の保育の提供・底上げと、幼児教育の充実につながる質の向上を図りたいと考えております。

こうした質の向上策を計画的・効果的に実施するために、学識経験者や関係団体の方から意見聴取を行います。それから、保育者や保育施設の状況把握などを行うために、今年度、実態調査を実施したいと考えております。

こうした結果に基づきまして、大体１年半ぐらいかけて、より一層の保育

の質の向上にかかる新たな施策展開を検討してまいります。民営化によって削減される財源を活用して、保育の質の向上策を展開していきたいということでございます。

最後のページでございます。

こちらは個別施設対策リストでございますが、まだ精査中となっております。先ほどの対応方法と併せまして、秋ぐらいまでに精査し、この内容を入れたものについて、またこちらの審議会にお諮りしたいと考えております。

また、下に※がございますが、建替えの際には個別に実施計画を策定する、また、民営化をする際には、円滑に運営を移行するための基本原則をまとめた、平成24年９月策定の「公立保育所の民間移管に関する実施基準」を基本としつつ、民間への移管を進めたいと考えております。この実施基準については、参考資料２としてお配りしているところでございます。

資料のほうの説明は以上でございますが、今後のスケジュールをもう一度申しますと、今回の審議会でのご意見を踏まえまして、現在精査中の個々の保育所の対応方法などを検討した上で、成案を秋頃に再度審議会のほうにお諮りしたいと考えております。その後、パブリックコメント手続を実施して、年度中に策定という形にしたいと考えているところでございます。

長くなりましたが、説明は以上でございます。

中澤会長： ありがとうございました。

それでは、ただいまの説明につきまして、何かご質問、あるいはご意見等ありましたらお願いいたします。

岸委員： 岸でございます。すみません、私の無理解もあるかと思うので、質問と意見とを申し上げたいと思います。

最初に、この民営化による財源の削減が保育の質の向上に充てられることはとても重要なことで、幼稚園協会としても、また民間保育園協議会としても歓迎すべき事柄ではないかと思っております。よそのことまで言う必要はないかもしれませんけれども、少なくとも私としては歓迎したいと思っております。

伺いたいのは、６ページのところなのですけれども、公設公営と民設民営の費用負担の、これだけ市の負担が減るという図表ですね。図表そのものはよく理解できるのですが、これを見ますと、民設民営の施設整備費用で、事

業者負担が7,500万円見込まれています。そうすると、この7,500万円を負担して、果たしてどれだけの人が手を挙げるのか、ちょっと大変なことではないのかなと思っています。

そうなってくると、例えば、今、既に民間で保育所をしておられる方たちがもう１個やろうということでする、あるいは幼稚園をやっている人、いわゆる保育事業者がやるとなると、7,500万円の内部留保を持っているところは、恐らくないだろうと思います。借金をしてまで手を挙げるところがどれだけあるだろうかということが、ちょっと心配だなと思っています。

木村会長が心配する株式会社の参入が、7,500万円というのが株式会社にとってはどれぐらいの額なのか分かりませんが、私みたいに小さな幼稚園の経営者と金銭感覚が違うと思うので、彼らも僕らと同じぐらいの感覚で考えているならば、そうそう簡単には手を挙げないでしょうが、7,500万円ぐらいだったらやろうかという株式会社がバンバン出てくると、ちょっと心配かなというような気もしています。保育事業をしている学校法人や社会福祉法人に対する別枠の補助などを考えられたほうが、手を挙げる専門職をもう少し得られるのではないかと、素人考えでは思うわけです。

もう１つは運営費用ですが、公設公営だと都合3,180万円ですよね。民設民営だと、ちょっと単位がよく分からないんだけど。これ、単位が違うよね。上が、百が抜けているのかな。

枡見課長：　すみません、上の百が抜けております。

岸委員：　そうですよね。要するに、２億8,000万円の差があるけれども、民間のほうが、人件費が安いということですか。公立のほうが、人件費が高いということですか。民間はもう少し出してあげてもいいのではないかという話ですね。

要するに、人件費が低いことで保育士が得られないということが、幼稚園も教員もそうですがそういった問題が起きていますので、低いことを前提にした表でやることが果たしていいのかなというのは考えるところです。

すみません、教えていただきたいことと意見が混じってしまいましたが、そのようなことを思いました。

中澤会長：　ありがとうございます。

よろしくお願いします。

枡見課長：　まず、事業者負担が7,500万円かかるということでございますが、先ほど、

民間事業者、株式会社というお話もございましたが、これまで３か所建替え、民営化を行ったところにつきましては、社会福祉法人または学校法人のみという形にしております。株式会社については、この民間移管の場合の事業者としては、これまで対象としてきていないということでございます。これについては、公立からの移管ということで、より経営の安定性というものを重視して、これまでそのようにしてきているという形でございます。

また、やはり事業者負担というものがどうしても出てくるところがございます。これを軽減するのはなかなか難しいところがございますが、我々としてもできるだけ手を挙げやすい方法がないかということは、実際どこまでできるかは分かりませんが、検討していきたいと考えています。

また、運営費用につきましては、全体の平均的な金額から出しておりますので、具体的にこの理由だと言うのが難しいのですが、やはり人件費の部分が大きいかと考えております。特に民間の場合は20代の方が年齢層として多いということがあろうかと思います。公立の場合はそれよりも30代のほうが年齢構成として多い、そうした差があるのかと考えております。

こうしたところについては、先ほどの保育の質の向上というところで、実態調査ということもしっかり行っていきながら、勤続年数が民間さんも含めて長くなっていく、そうした施策というものも、いろいろ関係団体の方や学識経験者の方のご意見を聴きながら、質の向上策というものを考えていきたいと思います。

岸委員： 分かりました。

中澤会長： ありがとうございます。千葉市のほうでも、なるべく長く勤めていただけるような体制をとりたいということですので、それは期待しながら見ていきたいと思います。

ほかにありますか。

木村委員： 岸先生とまた同じような意見になってしまうかもしれませんけれども、先ほどの、どうしても人件費が民間のほうが安く運営されるというのは、実は、もうちょっと説明しないと誤解を生んでしまいます。

どうしてかというと、民間は公定価格内の運営費もしくは補助金で運営しますが、千葉市は市の職員ですから、市民税とか、市全体の財政があるわけですよね。それが出せる。もちろん公務員ですから。その差があるので、勤

務年数がなぜ高くなるかというと、それは皆さん公務員になりたいというのがあって、退職金をいっぱいもらいたいと思っている。世間の相場から言えば、そちらにシフトするのは当たり前の話で、システム上は実はそうなっています。

ただ、今言われている保育現場の保育士さんの給料を上げようという運動は、例えば処遇改善ⅡとかⅠとか、それから千葉市辺りは、千葉市手当といって、千葉市だけのものではなくて県費も入っていますけれども、現場の職員に出ていますので、大分処遇改善はされてきています。ただ、先ほども言ったように、根本的に公立の職員になりたい保育士さんのほうが絶対的に多いということは仕方のないことです。

ただ、ここで言われている民営化に対する民間の事業負担が云々というのは、千葉市だけに特化して見るのではなくて、東京都などの民営化がどんどん進んでいる市町村はどうしているのかというと、ポイントはこの事業者負担を軽減していくということです。

例えば、東京都なんかはお金があるから仕方がないし、区にもありますので、ほぼ千葉市の半分ぐらいの価格で事業主を募集するというような状況です。そういった他市との比較等もよく検討しながら運営していってもらいたいし、地元の社会福祉法人であって保育園を長くやっているところが、もう１件公立をこうするんだったらこの地域で民間に変えようという、インセンティブというか、やる気になるような補助金付けをしていかないと、みんなが手を挙げていかないというのが現状だろうと思います。

ただ１点、私のほうから申し上げたいのは、公立を民営化するにしても、全市内の適正配置というのがあると思います。古い校舎を新しくしました、でも開けてみたら、５年、10年でもって定員割れしてしまいました、などというのは、計画上の凡ミスというか、本当のミスだと思うのです。逆に、木造から建て替えたから、公立から民間になっても20年、30年いい保育がずっと続いたという結果が出て、初めて民営化成功ということになると思います。だから、建物が新しくなることだけが基本理念ではないのだろうと思う。もっと言うと、そこの地域や保護者たちが納得のいく民営化に変えていかないといけないのではないかと思いました。

中澤会長：　ありがとうございます。

枡見課長：　今、木村委員がおっしゃったように、やはりこちらの公立保育所の建替えについては、施設管理の基本方針という性格がまず１つはございますが、やはり長期的な視点に立った保育需要、適正配置といったものも踏まえて定めていく、また進めていく必要があるものと認識しております。

また、今現在の保育需要と、５年たったときの保育需要の見込みというものは、変化してくることが当然あるかと思います。また、先ほど申し上げたとおり５年後に見直しをする。そうした保育需要の変化も反映して、今後も見直しながら進めていくべきものと考えております。

中澤会長：　ありがとうございます。

ほかにご意見などございますでしょうか。

臨時委員の皆さん、せっかくお見えいただいていますので、一言ずつでもご意見あるいはご質問など頂ければと思います。

森川委員：　森川と申します。よろしくお願いします。

私は公立保育所で働いている者の代表として来ています。説明いただきまして、先ほどの委員からのお話もそうでしたけれども、公立と民営化の差として運営費用が違うとか、建物を建てるときの市の負担額が違うとか、そういったところがクローズアップされて、公立保育所を民営化するためのメリットというか名目が、市の負担額を軽減するところばかりに目が行ってしまうのですけれども、ほかにもうちょっと目を向けてほしいかなと思います。

公立保育所で働いている者としては、どうしても公立保育所をなくしてほしくないという思いがありますので、その辺をもうちょっと説明いただきたいかなと思います。

中澤会長：　ありがとうございます。

いかがですか。お願いします。

枡見課長：　今回、公立保育所を一部民営化するという内容が入っておりますが、まずはやはり公立保育所の建替えが必要で、なおかつ、同じ時期に集中的に整備されている公立保育所の老朽化が一斉に進んできて、またそのボリュームも非常に大きいということが課題としてあると認識しております。

その中で、先ほど申し上げたとおり、公立保育所としての役割、指導監督であるとか、保育のノウハウといったものを蓄積していく、そうした保育士などの育成の場としての役割であるとか、あとは民間さんがなかなか参入で

きない地域への保育の提供など、公立保育所としての重要な役割があると考えております。

老朽化した公立保育所を建て替えていく必要があるという認識でございますが、なにぶんにも全体のボリュームとして、今後20年間に40か所以上建て替えないといけないということがございますので、それについては一部民間の力というものも活用して、全体として建替えを進めていきたいと。

その中で、一部削減されるお金も活用しながら、今後非常に重要な課題となってきます保育の質の向上といったところにもお金を充てていきたいと、全体としての考え方としてはそのように認識しております。

中澤会長：　よろしいでしょうか。ほかに何かありますか。

河野委員：　私も公立保育所で長年働いておりますので、公立保育所を大切に思っています。

今の森川委員からの質問があった上でお聞きしますけれども、１ページの下から５行目に、「必要かつ十分な公立保育所を建替え・存置する」というところで、先ほど20か所と細かい数が出ましたけれども、その根拠を教えていただきたいと思います。

中澤会長：　お願いします。

枡見課長：　まず、必要かつ十分な公立保育所の存置を前提とした上で、今後20年間に建替えが必要な公立保育所が47か所見込まれるという状況でございます。その中で、個々の公立保育所の状況、地域の状況であるとか、公立保育所の地域的なバランスであるとか、そうしたものを考えまして、大体20か所程度の公立保育所を民営化していき、残りについては、一部統廃合という検討が必要になっておりますが、公立保育所として建て替えるというような形で、方針としては考えているという状況でございます。

中澤会長：　河野委員、よろしいですか。

河野委員：　半分くらいというような感じですか。ありがとうございます。

中澤会長：　地域的なことですかね。

枡見課長：　そうですね。なかなか数式的なところというのは難しいところでございますが。

中澤会長：　ありがとうございます。

では、順番というわけではないのですが、大森委員、何か一言あればお願

いします。

大森委員：　先ほど、発言があった木村委員と同じ保育団体の副会長をさせていただいておりますので、基本的には木村会長が先ほど申し上げた意見と同じでございます。

私が保育園に入った30年前は、まだ民間保育園が23園しかなくて、公立保育所が60か所ありました。ですので、公立保育所の半分も民間保育園がなかったのですが、ここのところの待機児童対策で、今は180か所近く民間施設があるのでしょうか。もう３倍ぐらいになってきております。

その増えた施設に必ずちゃんと子どもがいるのかというと、今現在でも定員を満たしていない施設もありますので、そういったことも踏まえて公立保育所の民営化を考えていただきたいと思っております。以上です。

中澤会長：　お願いします。

枡見課長：　幼保支援課です。公立保育所の建替えにおきましても、やはり保育需要の見方というのは非常に重要と考えております。今、市内の保育需要については、場所によっては既に頭打ちといいますか、減少しているような地域もございます。一方で、大規模なマンション開発などで伸びている地域もあり、短期的に見た場合に非常に揺れが大きいということもございます。長期的に見たときに、それが地域的にどうなっていくのかという見通しは非常に難しいところもございますが、まずは今の見通し、それから今後変化していく保育需要によって、この基本方針自体の見直しも、先々の保育需要に応じてかけながら、乖離が大きく生じないように考えていきたいと思います。

それから、先ほど河野委員のご質問の中で、何か所ぐらいというご質問がございましたが、公立保育所の民営化については、事業者の参入意欲ということでは、20年間の前半10年間ぐらいと考えております。その中で、公立保育所の職員の継続的な採用や、また年齢構成を考えても、民営化できるのが年間２か所ぐらいずつだろうということもございますので、そこから大体20か所程度と考えております。

中澤会長：　ありがとうございました。

それでは、小林委員お願いします。

小林委員：　今、学校法人の幼稚園と千葉市の認可の事業所内保育所をやらせていただいています。

幼稚園のほうは、定員割れしているところが非常に多くて、無償化を機に預かり保育に力を入れて、長時間預かりで大体７時半から６時半まで、11時間ぐらい預かる幼稚園が少しずつ増えてきました。

実際、幼稚園の部屋は空いている教室が結構多いので、これから幼稚園も預かり保育をもっと充実させて、待機児童の解消などに手を貸していければと思います。

新しく造ったり、建て替えるのもかなりの耐用年数というか、今は天災等が多い時期ですから､やはり建替えをしないといけないのでしょうけれども、学校法人の幼稚園などで預かれる部分もありますので、適正な基準、配置をうまく決めてもらいたいと思います。どれぐらいの需要があるのか、必ずピークアウトするときが来ると思いますので、そのピークアウトする時期と、幼稚園でも預かりをやってもっと待機児童を解消できるという部分もあるので、その辺、地域的な部分がすごくあると思いますが、よく考えていただければと思います。

中澤会長：　お願いします。

枡見課長：　幼保支援課でございます。先ほども申し上げましたが、保育需要の見方の中で、昨年度策定しました第２期の千葉市こどもプランでも、幼稚園のいわゆる預かり保育という部分、幼児教育無償化の中で新２号というものもございますが、そうした需要についても一定程度見込みながら、市のこどもプランのほうも立てさせていただいております。

それから、こちらの方針におきましても、全体的な保育需要を考えながら検討していきたいと考えております。

中澤会長：　ありがとうございました。

それでは、矢貝委員お願いできますか。

矢貝委員：　矢貝です。私も６ページの図表７の政令指定都市についてですが、さいたま市などはゼロであるのに対して、福岡市などはかなり民営化が進んでいます。この違いというのは、どういうふうに進めていて、かつ、ゼロのところがいまだにあるというのは、何か確固たる理由があるのかなと思っていまして、これの違いを千葉市ではどのように考えているのかなというのが１つありました。

先ほども人件費の話や、市の保育の質の話などが挙がっていましたけれど

も、私は２人子どもがいて、下の子は３か月から公立の保育所に預けて仕事をしています。民間園で小さい子が犠牲になったというニュースを目にしたことが度々あり、私は個人的にはそういう面で民間のところにはちょっと抵抗があります。

一方で、先ほどのお話で、民間で定員割れをしていて、需要が見込めていないところもあるということで、民間は多分利益を出さないと運営していけないと思うのですが、定員割れをしてまでも運営していかなければいけない理由というのは、どういうふうなお考えなのかということは聞きたいと思いました。

中澤会長：　お願いします。

枡見課長：　まず、政令市の状況でございますが、まだ民営化０％というところが３か所ございます。現状の方針だと思いますけれども、詳しい理由までは把握していないところでございます。逆に、進んでいる川崎とか横浜といったところは、早い時期から民営化を打ち出して進めてきたと聞いております。スタートがこちらよりもかなり早かったというふうに認識しております。

次に民間のお話でございますが、先ほど申し上げたように、待機児童対策ということもございますが、保育の受け皿の整備ということで、今、民間保育施設のほうも千葉市内の数は非常に増えてきています。その中で、公立保育所、幼稚園さん、それから、やはり民間の保育園さんにも、千葉市の子どもたちの保育の一翼を担っていただいているのが現状だと思っております。

ただ、まだ開設間もない民間施設が増えているということも現状としてございますので、そのためにも今後数を増やしていくことと並行する、もしくは転換するという意識で、民間さんも含めて、いろいろな方のお知恵を借りながら保育の質の向上策というものを進めていって、保育全体の底上げ、質の向上というものを図っていきたいと考えているところでございます。

中澤会長：　矢貝委員、よろしいでしょうか。

矢貝委員：　はい、ありがとうございます。

中澤会長：　では、松井委員お願いいたします。

松井委員：　専門知識がないので、そこまで詳しい質問にならないかもしれないのですが、３ページの今年度の待機児童が０人となっています。

待機児童というのは、例えば自宅の近くの保育園・保育所に預けたい、通

勤にはここが便利、だからここか、ここか、ここの中から選びたいとなったときに、そこはあなたの点数では入れないけれども、駅から遠いこっちの保育所なら空きがありますよ、と紹介されることがありますよね。でも、それだと通勤に間に合わないから、じゃあしょうがない、本当は復帰したいけれども、育休をちょっと延ばしますとなると、辞退扱いになるから、仮にそれが私だとして、私は待機児童には含まれないですよね。数の数え方として。

中澤会長：　お願いします。

秋庭課長：　幼保運営課でございます。今の場合、ほかに利用可能な保育所、ご紹介した保育所が、通常の交通手段により自宅から20分～30分未満で登園が可能なところになります。なので、かなり広いですね。そういったものがなくて、やむを得ず延長しているような場合は、待機児童から除外はされません。

松井委員：　ということは、毎朝毎晩、20～30分多くかけたらいいんじゃないですか、ということですよね。ちょっと悪い言い方をすれば、30分ほど無理をしてください、毎日往復１時間無理をすれば、待機児童にはならずにあなたは保育園に預けることができますよ、ということですけれども、例えば０歳児復帰をする場合、毎朝毎夜30分の負担をし、それを５日間、６日間強いられるというのは、特に片親の場合だと、送迎する者にとってはすごく負担になります。それを待機児童に含めないというのは、机上のカウントではそうなのでしょうけれども、実際の市民感覚としてみると、カウントされないことを腑に落ちる方は少ないと私は思っています。

あと、４ページですが、令和２年が保育需要のピークを迎える、量の見込みのところが今年がピークという見方でよろしいのですか。「◆」の山が22,061でピークに上がっているということは、市は今年の需要がピークと見込んでいるということでしょうか。

枡見課長：　幼保支援課でございます。

ちょっと分かりづらいグラフなのですが、こちらの点線のほうが、今後就労を希望する保護者の方の潜在的な需要を含んだ線となっております。ただ、恐らくそうした方が全員翌年度に働かれるということはなくて、徐々に保育需要が上がっていくという形になるので、潜在的にはこの点線のような保育需要が見込まれるということでございます。実際に働きにいらっしゃる方は、こちらの実線のようななだらかな形で増えていくだろうと。それに合わせて

今後の保育定員のほうも整備していきたいという計画になっております。

ちょっと分かりにくくて申し訳ありません。この点線のほうは、潜在的なものも含んでいるので、実際に顕在化していく保育需要については、実線のほうに近い形で表れてくるだろうということでございます。

松井委員：　ごめんなさい、私が言いたかったのはそれもそうなのですけれども、３歳以上児と３歳未満児とでだいぶ違うとは思うのですが、以上児になると、幼稚園という選択肢が増えるのでいいのですが、未満児の場合に、一度退職してしまうとなかなか復帰しづらい世の中というのがやはり日本にはまだ残っています。特に女性の場合、一度辞めてしまうと、正社員として戻るのはかなりきついです。じゃあいいや、パートしようかな、でもパートでは点数が足りないから保育園に落ちる、じゃあ２年我慢して、幼稚園に入れるようになったら幼稚園に預けて、パートもしくはそこから就職活動をしようというお母さんは、私の周りではかなり多いです。

この保育需要が、今年が一番ピークでだんだん下がっていくというのは、最初から諦めている層をどれだけアンケートなり集計で拾った数値なのかが分かりにくい。例えば出生届を出したとき、もしくは１歳半健診等で全部それを数値として拾っていて、その上でこの数が減っていくと見込んでいるのか、全員アンケートぐらいを取らないと、本当の心理というのは出てこないのではないかと思うのですが､それがこの表を見ると分かりにくかったです。

ポイントとしては２つです。待機児童０人というのは、本当の意味での待機児童、つまり数字の意味の待機児童ではなくて、諦めた層の待機児童が千葉市にはどれぐらいいて、それを本当は受け入れてあげたほうがいいけれども、諦めてもらっている、片道30分の層がどれぐらいいて、それをどれぐらい保育所として拾ってくれるのかということと、最初から諦めている層をどれだけ救うことができるのかというのが、この資料の中で私は気になりました。

中澤会長：　お願いします。

秋庭課長：　幼保運営課でございます。

まず待機児童の考え方、数の話ですけれども、ちょっと回答になるかどうか分かりませんが、いわゆる入所待ち児童、ここの保育所に入りたいけれども入れないという児童の数としては、本年度の４月時点で485人おります。

そこから、先ほどおっしゃっていたような、近くに通える、近くというものの定義もありますけれども、ほかに通える保育所がある等々を引いていった結果、０人になると。この引く基準につきましては、全国同じ基準でやらないと統計データにはならないということで、国の基準に基づいて集計しているところでございます。

待機児童０人のほかに入所待ち児童の数を減らしていくということは、我々としてもやっていくべきということで、決して整備をこれで取りやめるというわけではないのですが、先ほどのお話にもありましたとおり、空きがある保育所も今現在増えてきています。どうしても人気のある保育所と、地域によっては子どもの数が少なくなって空きが出る保育所と、両方出てきております。その辺のバランスを取りつつ、いかにピンポイントで需要のある場所に保育所を建てていくか、こういったことがこれから求められていると認識しております。

中澤会長：　お願いします。

大坪課長：　幼保支援課幼児教育・保育政策担当課長の大坪でございます。先ほどの量の見込みのアンケート調査についての質問に補足させていただきます。

これは、平成30年12月から平成31年１月に小学校就学前児童、合計9,250件、全数ではないのですが、サンプル数としてはほぼ全数、ちゃんと必要数のアンケートをとった結果でございます。枡見も申しましたが、将来預けたいという人が一気に全員どんと預けたらこれぐらいです、子どもが減っているので同じ保育比率を掛けるとちょっと減ってきますと、そのようになっていますので、実際にこれがどれぐらい申込みにつながるかというのは、その年度の実績次第でございます。

施設整備等も、何となくこれぐらいは預ける方が増えるかなというのを想定してやっております。そこのあんばいをうまく取って、入所待ち・待機を減らすのが我々の仕事でございますので、この図はそういう図でございます。ただ、アンケート結果は、ほぼ全数を調査してのご要望と捉えております。

補足でございました。

中澤会長：　ありがとうございます。

松井委員、よろしいでしょうか。ありがとうございます。

では、最後に小川委員、お願いいたします。

小川委員：　小川です。よろしくお願いいたします。子どもが３人おりまして、他県になりますが、民間の認可外の保育園に預けた経験があるのと、現在は幼稚園に子どもを預けております。

その親の視点から申し上げますと、潜在的な保育需要に関しましては、私もかなりあるというふうに実感しております。というのも、言い方は難しいですけれども、公立保育園の施設を見て、あまり希望しないというような親も実際に結構いるのではないかと思います。というのもやはり、親としましては子どもには最善の保育環境を提供したいという思いもあるので、どうしても比較という目線が入ります。

今回の建替えについて、幼稚園の預かり保育と、公立・民間の保育園のあり方とで、本来は保育園が働く親がいる子どものための園であるはずなのですが、幼稚園もそのあり方自体が変わってきているので、保育園、幼稚園と分けずに、もう少し柔軟な全体的な考え方が必要な時期になっているのではないかと思っております。

あとは、９ページにあったのですが、他県で実際に経験したことで、そのとき私の子どもは未就園児でしたけれども、移転用地として公園の中に保育園ができたという経験をしたことがありまして、そのときはかなり驚いたというのが第一印象でした。

保育園ができたと同時に、公園の中の施設も少し改修されまして、一市民としても、保育園だけではなくて公園の整備につながったというのを実感しました。近隣の方とのあり方というのが、幼稚園も保育園もかなり重要だと思っているので、そういった感じで、市民として歓迎を受けられる建替えのあり方というのも考えていっていただけるといいかなと思いました。

中澤会長：　お願いします。

枡見課長：　幼保支援課でございます。

まず、最初のご意見でございますが、幼稚園も預かり保育に力を入れていただいているところがあるというふうに伺っております。我々としましても、幼稚園さん、保育園さんは、保育所保育指針や幼稚園教育要領の中で、同じ就学前の幼児教育の機関という位置づけもございます。幼稚園さんも待機児童の対策の中で貢献されている部分もございます。

また、今後の保育の質の向上というときに、やはり保育園、幼稚園ともに

千葉市の幼児教育を担っていただいているので、いろいろご意見を伺いながら、向上策というものを考えていきたいと思っております。

もう１つ、公園の中に保育園ということでございますが、資料の中でも移転先としていろいろ検討する中で、公園への設置も一応検討するとしております。今、制度のほうが若干緩められて、公園の中に保育所を設置することが可能になっている部分もございます。今後の建替えの移転先として、どれだけうまくフィットするかということはあろうかと思いますが、そうしたことも選択肢の１つとして検討していきたいと考えております。

中澤会長： ありがとうございます。小川委員、よろしいでしょうか。

ほかの委員の方々、何かございますでしょうか。

よろしいですか。ありがとうございます。

それでは、様々なご意見を頂きましたけれども、事務局にはこの場での意見などを十分に踏まえていただきながら、今後の素案に反映していただくということで、次回以降の審議につなげてまいりたいと思います。

一旦この場の議題（２）に関しましては、基本的な方向性としまして、事務局案のとおり決定するということでよろしいでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

中澤会長： ありがとうございます。

千葉市は、長い間の公立保育所の歴史もあります。そこで培われたノウハウもありますので、それを基準に千葉市全体の保育の質を上げる機会としてこれを活用していただければと思います。よろしくお願いいたします。ありがとうございました。

それでは、臨時委員の方々には、関係する議題がここまでということでございますので、お引き取りいただければと思います。どうもありがとうございました。

（臨時委員　退室）

議題（３）公立保育所の建替えにかかる改築整備計画について

中澤会長：　それでは、引き続きまして、議題（３）の「公立保育所の建替えにかかる改築整備計画について」に入りたいと思います。

事務局から、説明をお願いいたします。

枡見課長：　幼保支援課でございます。

それでは、続きまして、資料２－１「千葉市小深保育所改築整備計画（案）」、資料２－２「千葉市小倉台保育所改築整備計画（案）」、こちらのほうをご説明したいと思います。

まず、資料２－１「千葉市小深保育所改築整備計画（案）」のほうをご覧ください。

２ページをお開きください。

まず、１の（１）ですが、先ほど申し上げたとおり、これまで公立保育所の施設改善については、平成24年７月の「公立保育所の施設改善に関する基本方針」によって進めてまいりました。

この方針は３つの方法によって対応していくとしております。中長期保全計画による維持保全、これは対象が築30年未満の木造・鉄筋コンクリート造。また、大規模改造・改修、これは築30年以上の木造・鉄筋コンクリート造。そして、建替えについては築30年以上の木造で改修困難なものということで、こちらが６か所ございました。

小深保育所につきましては、築47年の木造ということで、このうちのウの建替えによって施設改善を進めていく必要がある施設、この具体的な計画として、今回「千葉市小深保育所改築整備計画」を策定するというものでございます。

なお、こちらの小深保育所と小倉台保育所については、先ほどご説明した新方針策定までの間、旧方針に基づいて建替えを進めていくというものでございます。

２の小深保育所の概要をご覧ください。

まず、所在地でございますが、資料の６ページをご覧いただきたいと思います。地図が記載されております。ちょっと分かりにくいかもしれませんが、四街道市の市境に近いところ、四街道駅から徒歩20分ぐらいの、敷地周辺が

住宅地となっている位置にございます。

２ページに戻っていただきまして、竣工年は昭和48年、築47年となっております。定員は現在80人。実施事業として、延長保育については19時までとなっております。老朽化の状況はご覧のとおりでございます。入所状況につきましては、４月現在で定員80人に対して82人いるという状況でございます。

３ページをご覧ください。「建替えにあたっての課題と建替え手法」とございます。

まず課題についてでございますが、保育所ですので、当然、通所児童の保育を継続しながら工事を行う必要があります。また、工事にあたっては児童の安全面に十分に配慮する必要があるということがございます。

そうした課題を踏まえた建替え手法としまして、例えば所庭に新園舎を建設するという方法については、こちらの保育所に関しては、なかなか保育上難しいということがございます。また、仮園舎の建設は、やはり園舎建設・解体のための費用、それから引っ越しといったものがかかるということがございます。

こうしたものを踏まえまして、小深保育所の建替えに当たりましては、隣接する土地に十分な広さの敷地を確保できたことから、別敷地に新園舎を建設する移転の方法によって行いたいと考えております。

また、４の整備・運営方法でございますが、公立で整備・運営した場合と比較しまして、より低い財政負担で保育サービスを実施でき、また民設民営により削減された財源を活用することによりまして、延長保育の時間延長や一時預かりの実施など、多様な保育サービスの提供が可能になるということがございます。

そのため、市の直営による整備・運営、いわゆる公設公営ではなく、認可保育所、幼稚園、または認定こども園の運営実績がある社会福祉法人または学校法人による整備・運営、民設民営により行いたいと考えております。

下に「同規模園における財政負担比較（10年間）」として、公設公営と民設民営の比較がございます。一番下の市負担額について、10年間に約２億5,000万円の差が出るという試算になっております。

続いて４ページをご覧ください。新保育園の概要の（１）ですが、敷地面積は約2,200平方メートルということで、現状と同規模を確保しております。

定員については現行と同様の80人、実施事業として、延長保育を１時間延長して20時までとしたいと考えております。

移転先については、下の位置図にございますが、現状の小深保育所に隣接する民有地に移転先を確保しております。

また、民間移管の進め方につきましては、保護者の不安の解消と保育の質の確保を目的としまして、円滑に移管するための基本原則をまとめました「公立保育所の民間移管に関する実施基準」、参考資料２でつけておりますが、こちらを基本としながら、保護者の方の意見を伺いながら実施していきたいと考えております。

整備スケジュールにつきましては、こちらの審議会にお諮りした後、改築整備計画を公表し、保護者の方への説明会、住民説明会などを順次開催したいと考えております。来年２月に事業者の公募開始、７月に事業者決定、それ以降は三者による三者協議会などを随時開催していきたいと考えております。

令和４年度に新園舎の建設工事を行いまして、令和５年４月から民間移管、新園舎での保育を開始したいという予定になっております。５ページにはその実施スケジュールをまとめたものがございます。

６ページをご覧いただきたいと思います。

ここから参考で、入所児童等の状況でございます。下の表、82人入所児童がおりますが、そのうち約70人が小深町と山王町からいらっしゃっているという状況でございます。

７ページをご覧ください。

小深保育所の入所児童数の推移（各年４月１日時点）ですが、昨年、今年と２年続けて、定員より多い人数が４月１日時点で入っているという状況です。

また、近隣保育所の入所状況（各年４月１日時点）ですが、６か所の近隣保育所で見ますと、この３年間いずれも定員を超過している、また入所待ち児童が発生しているという状況でございます。

また、その下、周辺１ｋｍ程度の町丁における就学前児童数及び要保育児童数の推移（各年４月１日時点）ということでございますが、要保育児童数については、増減はございますが横ばい程度、ただ保育比率のほうは上昇傾

向にあるという形でございます。

小深保育所については以上でございます。

続きまして、資料２－２「千葉市小倉台保育所改築整備計画（案）」をご覧いただきたいと思います。

２ページをご覧いただきたいと思います。

１の（３）、小倉台保育所につきましては、築51年ということで、木造の老朽化が進んだ保育所ですので、建替えにより施設改善を進めていく必要があり、今回「千葉市小倉台保育所改築整備計画」を策定するものです。

下の概要でございます。所在地ですが、６ページをご覧いただきたいと思います。小倉台保育所は、千葉都市モノレール小倉台駅から徒歩２分の位置にございまして、公園に隣接した場所になっております。

２ページのほうにお戻りいただきたいと思います。

竣工年は昭和44年、築51年となっております。定員は、今現在０歳児・１歳児の受入れがないということで、55人となっております。実施事業としまして、延長保育が19時まで、老朽化の状況はご覧のとおりでございます。入所状況は一番下ですが、４月時点で61人となっております。

次の３ページをご覧いただきたいと思います。

３の（２）ですが、小倉台保育所につきましても、先ほどの小深保育所と同じように、近隣に十分な広さの敷地を確保できたということで、別敷地に新園舎を建設、移転という形で建替えを行いたいと考えております。

また、次の整備・運営方法でございますが、こちらについても認可保育所、幼稚園または認定こども園の運営実績がある社会福祉法人または学校法人による整備・運営、いわゆる民設民営により行いたいと考えております。

「同規模園における財政負担比較（10年間）」ということで、増員した場合の比較をＢ・Ｃで記載しております。10年間でＢとＣの差が約２億9,000万円と試算しております。

４ページをご覧いただきたいと思います。

新保育園の概要の（１）ですが、移転先の敷地面積は約2,000平方メートルございます。今現在が1,215平方メートルでございます。増員するということもございますので、十分な広さを確保しております。

定員につきましては、０歳児・１歳児の受入れを開始して55人から70人に

増員。実施事業としまして、やはりこちらも延長保育を20時まで延長するとしております。

移転先につきましては、現保育所の位置から公園を挟んだ反対側、市営住宅の跡地を移転先として確保しております。

民間移管の進め方につきましては、先ほどの小深保育所同様、「公立保育所の民間移管に関する実施基準」を基本として、保護者の方の意見を踏まえながら実施してまいります。

整備スケジュールにつきましては、先ほどの小深保育所と同様に、令和５年４月に民間移管､新園舎での保育開始を予定しているところでございます。

６ページをご覧いただきたいと思います。

入所児童の状況、参考資料でございますが、入所児童61人は幅広い地域から通われているという状況でございます。

７ページをご覧ください。

小倉台保育所の入所児童数の推移（各年４月１日時点）でございます。直近３年間、いずれも55人の定員を上回る入所児童がございます。平成30年から平成31年に入所児童数が減っておりますのは、近隣に民間保育園が開園したということでございます。

また、近隣保育所の入所状況（各年４月１日時点）でございますが、こちらについてもやはり直近の３か年でいずれも定員を超過、また入所待ち児童が発生しているという状況です。

また、周辺１ｋｍ程度の町丁における就学前児童数及び要保育児童数の推移（各年４月１日時点）でございますが、要保育児童数は３年間で増加、保育比率についても増加しているという状況でございます。

資料については以上でございますが、最後に１点、こちらの改築整備計画は、小深保育所、小倉台保育所いずれも、こちらの審議会にお諮りする前に保護者の方への説明会を行っております。この内容について、案という形で６月に実施しております。

小深保育所は６月18日と20日、参加者が合計12人、小倉台保育所が20日と24日、参加者が合計10人ということでございます。また、説明会に参加されなかった保護者の方にも、全員に資料と質問票を配布しております。こちらの説明会と質問票の中では、民設民営に関して反対するという意見は特にご

ございませんでした。保護者の方から何点か質問事項があったという状況でございます。

今後でございますが、審議会でお諮り、協議いただいた後に改築整備計画を公表しまして、来年２月の事業者の募集に向けて、事業者の募集要項などについて保護者の方のご意見などをお伺いするために、また９月頃には保護者説明会を開催したいと考えております。

説明は以上でございます。

中澤会長： ありがとうございました。

ただいまの説明につきまして、何かご質問、ご意見はございますでしょうか。よろしいでしょうか。

保護者説明会のときや質問票で出てきた保護者からの質問で、例えばというのを教えていただけますか。

枡見課長： 幼保支援課でございます。

まず、現在の保育所が建っている土地はどうなってしまうのかというご質問がございました。それについては、移転が進んで建替え事業が進んでいく中で、跡の敷地については市役所内部で利用希望を募集しまして、もし利用希望がない場合には原則売却としております。

また、そのほかに、例えば園庭を広くするようなことはどうなのか、駐車場は確保されるのか、というようなことがございました。これについては、実際には募集し決定した民間事業者で決定するという形になりますが、保護者の方のご意見も伺いながら進めたいと考えております。また、駐車場などについては、一定数設けるということも募集の中で検討したいと考えております。

以上でございます。

中澤会長： ありがとうございました。何かほかにございますでしょうか。よろしいですか。

それでは、事務局案のとおり決定してよろしいでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

中澤会長： ありがとうございます。

その他

中澤会長：　続きまして、次第の「３　その他」ですが、事務局から連絡等ございますでしょうか。お願いします。

宮葉課長：　こども企画課でございます。

次回の開催予定でございますけれども、10月頃を予定しております。日程につきましては、臨時委員の皆様を含めまして、改めて調整させていただきたいと思っています。よろしくお願いいたします。

中澤会長：　それでは、最後に、委員の方から、何かご質問、ご意見等はございますでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、予定していた議題等は以上で終了となります。おかげさまをもちまして、円滑に議事を進めることができました。どうもありがとうございました。

事務局にお返しいたします。

安西補佐：　それでは、以上をもちまして、令和２年度第１回千葉市社会福祉審議会児童福祉専門分科会を閉会いたします。

委員の皆様方、本日は大変ありがとうございました。

以上

※発言等の一部につきましては、必要に応じ本人に了解を得るなどした上、趣旨を損なわない範囲で修正しております。